

【イギリス】データ保護関連法の改正

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

* 2025 年 6 月 19 日、個人データの適切な利用を促進することなどを目的として、EU 加盟国とほぼ同じ内容が維持されてきた英国のデータ保護関連法を改正する法律が制定された。

1 背景・概要

英国では、欧州連合（EU）離脱後も、EU の一般データ保護規則（GDPR）¹を国内法化した英国一般データ保護規則（UK GDPR）²、GDPR の適用開始に伴い制定された 2018 年データ保護法（DPA）³、EU の e プライバシー指令⁴を国内法化したプライバシー・電子通信規則（PECR）⁵（以下、まとめて「データ保護関連法」という。）により、EU 加盟国とほぼ同じ内容のデータ保護法制が維持されてきた。2024 年 10 月 23 日、政府は、人々の生活向上のためにデータを活用することなどを目的として、これらのデータ保護関連法の改正を伴う法律案⁶を議会に提出し、2025 年 6 月 19 日、「2025 年データ（利用・アクセス）法」（DUAA）⁷が国王裁可を受けて制定された。

この法律は、全 8 部 144 か条及び附則 16 編から成る⁸。適用範囲は、原則として、英国の全地域であり（第 141 条）、施行期日は、制定日と同日又は制定日から 2 か月後とされた規定を除き、主務大臣の定める規則に委ねられている（第 142 条）⁹。この法律（第 5 部「データ保護及びプライバシー」（第 66 条～第 116 条））によるデータ保護関連法の改正は、高い保護基準

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 10 月 9 日である。

¹ Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) (Text with EEA relevance), OJ L 119, 2016.5.4, pp.1-88. <<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2016/679/oj/eng>> 同規則に関しては、島村智子「【EU】一般データ保護規則（GDPR）の適用開始」『外国の立法』No.276-1, 2018.7, pp.2-5. <<https://doi.org/10.11501/11117153>> を参照。

² Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (United Kingdom General Data Protection Regulation) (Text with EEA relevance) (2016 No.679). <<https://www.legislation.gov.uk/eur/2016/679/contents>>

³ Data Protection Act 2018 (c.12). <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/12/contents>> 同法律に関しては、芦田淳「【イギリス】2018 年データ保護法の成立」『外国の立法』No.276-2, 2018.8, pp.6-7. <<https://doi.org/10.11501/11125367>> を参照。

⁴ Directive 2002/58/EC of the European Parliament and of the Council of 12 July 2002 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector (Directive on privacy and electronic communications), OJ L 201, 2002.7.31, pp.37-47. <<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2002/58/oj/eng>>

⁵ Privacy and Electronic Communications (EC Directive) Regulations 2003 (2003 No.2426). <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2003/2426/contents>>

⁶ Data (Use and Access) Bill (HL Bill 40). <<https://bills.parliament.uk/publications/56527/documents/5211>>

⁷ Data (Use and Access) Act 2025 (c.18). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/18/contents>>

⁸ 本則の構成は、第 1 部「顧客データ及び事業データへのアクセス」（第 1 条～第 26 条）、第 2 部「デジタル検証サービス」（第 27 条～第 55 条）、第 3 部「国家地下資産登録簿」（第 56 条～第 60 条）、第 4 部「出生及び死亡の登録簿」（第 61 条～第 65 条）、第 5 部「データ保護及びプライバシー」（第 66 条～第 116 条）、第 6 部「情報委員会」（第 117 条～第 120 条）、第 7 部「データの利用又はアクセスに関するその他の規定」（第 121 条～第 138 条）、第 8 部「最終規定」（第 139 条～第 144 条）である。「デジタル検証サービス」とは、個人の要請に応じ、インターネット上で提供される身分証明サービスをいう。「国家地下資産登録簿」とは、道路に埋設されたパイプ、ケーブルその他設備の位置データを提供し、地下作業の効率性と安全性を向上させるデジタル地図をいう。

⁹ 所定の施行期日を定める規則として、本稿執筆時点までに 3 件の規則が制定されている。Data (Use and Access) Act 2025 (Commencement No.1) Regulations 2025. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2025/904/contents/made>>; Data (Use and Access) Act 2025 (Commencement No.2) Regulations 2025. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2025/982/contents/made>>; Data (Use and Access) Act 2025 (Commencement No.3 and Transitional and Saving Provisions) Regulations 2025. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2025/996/contents/made>>

を維持しつつ、現代技術の安全な導入及び開発並びに個人データの適切な利用を促進することを目的としている¹⁰。主な改正内容は、次のとおりである。

2 DUAA によるデータ保護関連法の主な改正内容

(1) 研究及び統計目的に関する定義（DUAA 第 67 条）

UK GDPR 第 4 条に第 2 項～第 5 項を追加し、個人データの処理¹¹が認められる目的のうち、科学的研究目的については、民間又は公的資金提供の有無及び商業的又は非商業的活動であるか否かを問わず、合理的に科学的研究と説明できる場合は科学的研究に該当すると定義した。また、歴史的研究目的には、家系調査が含まれることを明示した。統計目的の個人データ処理について、統計調査又は統計結果の作成のための処理と定義した。

(2) 「正当と認められる利益（Recognised Legitimate Interest）」の追加（DUAA 第 70 条）

UK GDPR 第 6 条を改正し、個人データの処理に関する新たな法的根拠として、国家安全保障、犯罪の抑止、社会的弱者の保護等の特定の「正当と認められる利益」を追加した。公的機関がその任務の遂行の際に「正当と認められる利益」のために個人データを処理する場合、データ主体の利益又は基本的権利・自由のために個人データの保護を優先することを不要とした。

(3) 個人データの追加処理（DUAA 第 71 条）

UK GDPR 第 5、6、8 条及び DPA 第 36、87 条を改正し、個人データの追加処理（再利用）について、科学的又は歴史的研究目的、公共の利益のための保存目的、統計目的などのために行う場合、追加処理は当初の目的と矛盾せず、目的限定原則¹²に違反しないものとした。

(4) 自動意思決定（automated decision-making）に関する制限の解除（DUAA 第 80 条）

UK GDPR 第 22 条を第 22A 条～第 22D 条に、DPA 第 49、50 条を第 50A 条～第 50D 条に置き換え、重要な意思決定について、個人データの主体が個人データ（ウェブ閲覧履歴、地理的移動履歴等を含む。）の自動的な分析、評価等の結果のみを根拠とし、人間による判断を介在させずに行われる意思決定の対象となることを禁止する条項を廃止した。重要な意思決定を個人データの自動処理のみに基づいて行う場合、管理者¹³に個人データの主体の権利、自由及び正当な利益のための適切な保護措置を採ること（個人データの主体にその決定に関する情報を提供し、異議の申立てを可能にする等）を義務付け、さらに、主務大臣に対して管理者が講じなければならない保護措置に関する規定を定める権限を付与した。

(5) ユーザーの端末機器における情報の保存（DUAA 第 112 条）

PECR 第 6 条を改正し、ユーザーから同意を得ている場合又はユーザーから要求を受けたサービスを提供する場合などの定められた場合を除き、ユーザーの端末機器に情報を保存し、又は保存した情報にアクセスすることを禁止する規定について、主務大臣に対し、規則により当該禁止規定に新たな例外を追加する権限を付与した。

¹⁰ “Data (Use and Access) Act 2025: Explanatory Notes.” Legislation.gov.uk website <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/18/pdfs/ukpgaen_20250018_en.pdf>

¹¹ processing. 個人データ又は個人データの集合に対して行われる、自動化された手段によるか否かを問わず、収集、記録、整理、体系化、保存、適合若しくは変更、検索、照会、利用、伝送による開示、普及その他の提供、照合若しくは結合、制限、消去若しくは破棄といった操作又は一連の操作をいう。UK GDPR 第 4 条第 2 項

¹² purpose limitation. 特定され、明示され、かつ、正当な目的のために収集された個人データは、それらの目的と矛盾する方法で追加処理されてはならないとする原則。UK GDPR 第 5 条第 1 項 b 号

¹³ controller. 個人データの処理の目的及び手段を単独又は共同で決定する自然人又は法人、公的機関その他団体をいう。UK GDPR 第 4 条第 7 項